

入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定により、下記のとおり公告する。

令和6年7月5日

石巻市長 齋藤正美



記

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 北北上運河右岸第1－4号幹線築造（その2）工事
- (2) 工事場所 石巻市蛇田字新下前沼ほか1字地内
- (3) 工期 契約日から令和7年2月28日まで
- (4) 工事内容 施工延長 L＝24.00m
函渠工（オープンシールド工） L＝24.00m
ボックスカルバート（5,000mm×3,000mm） L＝24.00m
付帯工 一式
- (5) 支払条件 前金払、中間前金払及び部分払 有
- (6) 調査基準価格及び数値的判断基準 設定有
- (7) 入札方法 石巻市制限付き一般競争入札実施要綱（平成20年石巻市告示第125号）第4条第2項第2号に規定する入札後資格審査型により、価格以外の要素を評価の対象に加え、価格その他の条件が本市にとって最も優れたものをもって入札に参加した者を落札者として決定する特別簡易型の総合評価一般競争入札
※ 「非参集型入札」対象工事とする（ホームページの「非参集型入札の手続きについて（お知らせ）」を参照のこと。）。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札日（開札日）において、次に掲げる全ての要件を満たしているものであること。
 - ① 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号。以下「契約規則」という。）第3条第2項に定める競争入札参加資格承認簿に石巻市内の本店で登録されている者
 - ② 石巻市建設工事の競争入札参加者の資格及び格付に関する基準（平成17年石巻市告示第179号）第3条及び第4条に基づく格付工種が「土木一式工事」であり、等級が「A」に属している者
 - ③ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づき、次のいずれにも該当する主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）を本工事現場に配置できる者
 - ア 建設業法の規定により専任で技術者を配置することが必要な場合にあつては、入札日（開札日）の前日から起算して3か月以上前から引き続き当該入札参加業者と直接的な雇用関係にあ

る者、それ以外の場合にあつては入札日（開札日）の前日から引き続き当該入札参加業者と直接的な雇用関係にある者

イ 本工事の契約工期の初日において、建設業法の規定により本工事と他の工事の現場の技術者を兼ねることができる場合を除き、他の工事の現場に技術者として配置されていない者

ウ 監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者

(2) 次に掲げる者は、入札に参加することができない。

- ① 入札後資格審査用一般競争入札参加申請書に関して、入札参加資格を有する条件を満たさない者
- ② 令第167条の4に規定する者
- ③ 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号）第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けている者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあつては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ⑥ 入札参加資格審査書類の提出期限において、石巻市発注の手持ち工事（予定価格が130万円を超える建設請負工事をいう。）が、本公告の格付工種について3件に達している者又は総件数で5件に達している者
- ⑦ 同一の技術者を重複して複数の工事の技術者に配置予定とする場合において、他の工事を落札したことにより、配置予定の技術者を本工事現場に配置することができなくなった者
- ⑧ 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当する者
- ⑨ 業務全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約を締結するに、不適当な相手方に該当するおそれがある者

(3) その他

本入札において落札候補者となった者は、令和6年7月5日付け石巻市公告第118号「西流下2号門脇2号準幹線築造工事」に係る制限付き一般競争入札に参加できない（既に当該入札に係る入札参加申請書を提出している場合は、当該入札参加申請書は無効とする。）。

3 入札参加申請

- (1) 本公告に示した入札に参加しようとする者は、後記6に示す期限・場所等を厳守し、「入札後資格審査用一般競争入札参加申請書（非参集型入札）（様式第5号）」及び「総合評価技術資料調書（様式一総合特簡1）」を郵便（「一般書留」又は「簡易書留」に限る。以下同じ。）若しくは管財課窓口にある投函箱により提出した後、入札書を工事費内訳書とともに中封筒に封かんした二重封筒で、郵便又は管財課窓口の投函箱により提出すること。
- (2) 入札後資格審査用一般競争入札参加申請書及び総合評価技術資料調書と入札書は、同一の封筒

で提出することができるが、その場合、入札書は工事費内訳書とともに中封筒に封かんの上、外封筒に入札後資格審査用一般競争入札参加申請書及び総合評価技術資料調書とともに封かんし提出すること。

- (3) 本公告の申請及び入札参加資格審査書類の提出に係る費用は入札参加申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

4 総合評価に関する落札者決定基準

特別簡易型総合評価方式に関する本工事の評価項目及び評価基準の設定、評価の方法並びに落札者の決定方法については、別添「総合評価一般競争入札特別簡易型落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）に示すとおりとする。

5 総合評価に必要な提出書類

- (1) 総合評価技術資料調書

後記6に示す期限・場所等を厳守し、落札者決定基準で示した「総合評価技術資料調書（様式一総合特簡1）」を、「入札後資格審査用一般競争入札参加申請書」提出時に併せて提出すること。

なお、総合評価技術資料調書の内容に虚偽が認められた入札参加者は、失格とする。

- (2) 総合評価技術資料調書の記載内容を証する資料

開札後、落札者を決定するために、落札者決定基準で示した総合評価技術資料調書の記載内容を証する資料（以下「調書の記載内容を証する資料」という。）が必要となるので、後記6に示す期限・場所等を厳守し、郵便又は窓口持参により提出すること（後記11(3)参照）。

- (3) 落札者決定基準で示した総合評価技術資料調書及び調書の記載内容を証する資料（以下「総合評価技術資料調書等」という。）の訂正、差換え及び再提出は認めないものとする。

- (4) 「総合評価技術資料調書等」は、入札参加者の資格審査及び評価以外には使用しない。ただし、当該総合評価技術資料調書等を提出した者から承諾を得た場合を除く。

- (5) 「総合評価技術資料調書等」の提出にかかる費用は、入札参加者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札後資格審査用一般競争入札参加申請書及び総合評価技術資料調書の提出期限	令和6年7月19日（金） 午後5時 ※ 前記3を参照	総務部管財課契約係 ※ 郵便の場合 「一般書留」又は「簡易書留」 ※ 持参の場合 管財課窓口の投函箱へ提出
入札書の提出期限	令和6年7月23日（火） 午後5時	
入札日（開札日）	令和6年7月24日（水） 午前9時から	※ 立ち合いを希望する場合は、入札日の前日までに連絡の上、入札日の午前8時50分までに管財課窓口へ参集すること。
入札参加資格審査書類の提出（後記11(2)参照）	令和6年7月26日（金） 午後5時	総務部管財課契約係 ※ 普通郵便も可とする。
調書の記載内容を証する資料の提出（後記11(3)参照）		
設計図書等の閲覧及び複写	令和6年7月5日（金）から 令和6年7月23日（火）まで ※ <u>ホームページ上で閲覧可</u>	市役所4階閲覧室 ※ 閲覧期間中、次のところで有料で複写することができる。 （株）大河原光学 石巻市門脇字元浦屋敷18番地2 0225-93-7511
設計図書等の貸出		※ 希望者は、事前に管財課へ連絡のこと。 貸出時間 ①午前9時～午前11時30分 ②午後1時～午後2時30分 ③午後3時～午後4時30分 ※ 閲覧のみは予約不要
設計図書等に対する質問の受付	令和6年7月5日（金）から 令和6年7月17日（水）まで メール： isprop@city.ishinomaki.lg.jp Fax:0225-22-4995	総務部管財課契約係 （FAX可） <u>最終日は正午まで</u> ※ <u>メール本文に、工事名、商号又は名称、代表者名及び質問者名を記載し、質問をすることができる。</u>
回答書の閲覧	令和6年7月18日（木）から 令和6年7月23日（火）まで ※ <u>ホームページ上で閲覧可</u>	市役所4階閲覧室 <u>初日のみ午後1時から午後5時まで</u>

（注）1 上記期間にかかわらず、土曜日、日曜日等石巻市の休日を定める条例（平成17年石巻市

条例第2号。以下「休日条例」という。)に規定する休日は、設計図書の閲覧等を行うことはできない。

- 2 設計図書の閲覧、質問の受付等を行うことができる時間は、午前8時30分から午後5時まで(正午から午後0時45分までを除く。)とする。
- 3 入札公告の開始日から設計図書等に対する質問への回答の閲覧開始日までの期間内に、設計図書等の訂正及び追加を行う場合がある。入札に参加する者は、閲覧図書等で設計図書等の訂正及び追加内容を確認するとともに、質問への回答を確認の上、入札書を提出すること。

7 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

8 工事費内訳書の提出

- (1) 初度の入札の際、入札書に記載されている金額と一致している工事費内訳書を提出すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、工事名、商号又は名称を明記し、内容については、数量、単価、金額等を最低限記載すること。「一式」と表示していない項目を「一式」と記載したものや工事費内訳の算出において値引き・端数調整しているものは無効とする。
- (3) 工事費内訳書は、返戻しない。

9 入札の回数

- (1) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札を行うものとし、再度入札の回数は、2回を限度とする。
- (2) 入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約のための見積り合わせは行わない。

10 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札後資格審査用一般競争入札参加申請書又は入札参加資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

また、落札者決定時点で前記2(1)に掲げる要件を満たさない者のした入札及び前記2(2)に掲げる者のした入札は、無効とする。

なお、金額その他重要事項の記載が不明確な入札(修正可能な筆記用具の使用等)は、無効とする。

11 入札参加資格の確認・落札者の決定等

- (1) 落札者については、入札価格が、予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札をした者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者として指定する。

ただし、調査基準価格未満の価格で入札があった場合において、最も高い総合評価点をもって入札した者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他

の者のうち最も高い総合評価点をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者とする
ことがある。

(2) 入札参加資格審査書類の提出

開札後、落札者を決定するために、落札候補者は、下記の入札参加資格審査書類を入札日（開札日）の翌々日（休日条例に規定する休日を除く。）午後5時までに総務部管財課宛に郵便又は管財課窓口にある投函箱へ提出すること（入札書を送付する際の外封筒に同封することも可とする。）。

- ① 配置予定の技術者に関する調書（様式第3号）
- ② 手持ち工事の状況調書（別記様式）
- ③ 特定建設業許可通知書又は特定建設業許可証明書の写し
- ④ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- ⑤ 配置予定の技術者が有する資格を証するもの（合格証明書等）の写し（監理技術者については、監理技術者資格者証（表裏両面）及び監理技術者講習修了証の写しとするが、監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴が記載されている場合は、監理技術者講習修了証の写しの提出は不要。）
- ⑥ 配置予定の技術者の健康保険被保険者証、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書又は賃金台帳等のうち、いずれかの写し

(3) 調書の記載内容を証する資料の提出

落札候補者は、上記(2)の入札参加資格審査書類と併せて下記の調書の記載内容を証する資料を提出すること。

ただし、状況により、入札日（開札日）当日以降に期限を定めて、次順位者から入札参加資格審査書類及び調書の記載内容を証する資料の提出を求める場合がある。

なお、入札参加資格審査書類及び調書の記載内容を証する資料を期限内に提出しない者のした入札は、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

- ① 類似工事の施工実績調書（様式第2号－総合評価技術資料調書用）
 - ② 配置予定の技術者に関する調書（様式第3号－総合評価技術資料調書用）
 - ③ 災害時地域貢献申告書
- (4) 入札参加資格及び総合評価技術資料調書の記載内容の審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有していない場合又は落札者として不適格と認める場合には、当該落札候補者の入札を無効又は失格とする。
- (5) 上記(3)のなお書又は(4)により、落札候補者の入札を無効又は失格とした場合は、次順位者を新たな落札候補者とし、入札参加資格及び総合評価技術資料調書の記載内容の審査を行うものとする。
- (6) 上記(5)の場合において、次順位者の入札が無効又は失格となった場合は、次順位者から順に総合評価点が高い者について、上記(5)の内容を準用する。
- (7) 上記(1)又は(5)（上記(6)において準用する場合を含む。）の審査の結果、当該落札候補者について入札参加資格を有し、かつ、落札者として適格と認めたときは、その者を落札者と決定するものとする。
- (8) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを

問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。

- (9) 前記 2 (2) ⑥における提出期限において手持ち工事が件数に満たない場合であって、落札候補者が、当該提出期限から落札者決定時点までに行われる他の本市入札で落札した場合（随意契約により相手方を決定した場合を含む。）は、その契約前であっても手持ち工事を新たに 1 件有したものとみなし、合計で本公告の格付工種について 3 件又は総件数で 5 件となった場合は、当該落札候補者の入札が、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

1 2 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格審査書類を提出した者の審査結果については、一般競争入札参加資格審査結果等通知書により通知する（この通知は、ファクシミリ又は電子メールにより行う。）。

1 3 入札結果の公表

入札参加資格の審査が終了し、本入札の結果が確定した場合は、その結果を市役所閲覧室及び市のホームページで公表する（前記 1 1 (4) 等の落札者の決定状況により、日数を要する場合がある。）。

<http://www.city.ishinomaki.lg.jp/d0020/d0010/d0030/index.html>

1 4 契約保証金に関する事項

契約規則第 2 5 条及び第 2 6 条の規定による。

1 5 配置予定の技術者の確認

落札決定後、配置予定の技術者について配置違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、この工事の施工に当たって、申請書に記載した配置予定の技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等極めて特別な理由に限るものとし、該当理由により、やむを得ず変更する場合は、前記 2 (1) ③に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定の技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

また、配置予定の技術者の雇用関係及び専任期間等については、監理技術者制度運用マニュアル（令和 4 年 1 2 月 2 3 日国不建第 4 5 7 号）に基づき適正に配置すること。

1 6 低入札価格の調査

- (1) 本公告に示した入札は、石巻市低入札価格調査要綱（平成 3 0 年石巻市告示第 3 2 5 号）第 3 条の規定により、契約の内容に適合した履行ができないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を設定する。
- (2) 調査基準価格未満の価格で入札が行われたときは、落札候補者の決定を保留し、石巻市低入札価格調査要綱の規定による低入札価格調査等を行った上で、後日落札候補者を決定する。そのため、最低価格入札者であっても落札候補者とならない場合がある。
- (3) 調査基準価格未満の価格で入札を行った者は、低入札価格調査等の際の事情聴取等に協力すること。

17 その他

- (1) 石巻市建設工事等競争入札参加心得（平成17年石巻市告示第189号）を遵守すること。
https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10105000/3449/03_koujitou_nyusatsu_sankakokoroe.pdf
- (2) 石巻市低入札価格調査要綱（平成30年石巻市告示第325号）を必読すること。
https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10105000/3449/12_teinyusatsu_kakakutyousa_secchi_youkou.pdf
- (3) 落札者は、この工事に係る請負契約を締結した後において、入札が契約規則第13条第4号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の100分の20に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。
- (4) 実際に生じた本市の損害額が上記(3)の規定による損害賠償金を超える場合は、その超える額につき、なお請求をすることを妨げない。
また、本規定は上記(3)の規定により落札者が損害賠償金を支払った後においても適用する。
- (5) 詳細又は不明な点については、石巻市総務部管財課契約係に照会のこと。

電話：0225-23-6611、23-6612 FAX:0225-22-4995

メール：isprop@city.ishinomaki.lg.jp